商法予備２９－１８　肢イ

第１．肢の結論

誤っている

第２．株式の併合及び株式の分割の手続に株式買取請求権があるか

１．問題の所在

株式の併合及び株式の分割手続に株式買取請求権が認められるか，問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

株式の併合の場合は，反対株主の買取請求権（１８４条の４）が認められるが，株式分割の場合は，そのような制度はない。

よって，いずれについても規定があるという肢は誤り。

（２）理由

ア．反対株主の買取請求権制度の目的

本制度の目的は，少数株主の保護を保護することにより，実質的株主平等を図るためにある。すなわち，資本多数決により，組織再編等が決まってしまうと，数の論理によって物事が決まってしまう。その結果，遊休資本が集まりづらくなってしまう。そこで，本制度は，少数株主に交渉権を与えることで，保護し，少しでも株式会社の制度が機能するように設けられたのが制度の目的である。したがって，少数株主を保護する必要性がある場合に同制度がおかれる。

イ．あてはめ・具体的検討

株式併合に買取請求権の制度があるのは，この場合にのみ，少数株主を保護する理由があると考えられるからである。具体的には以下の通りである。

ア）株式の併合（１８０条）

この場合，１株をまとめることにより，端株が生じる。その結果，譲渡がしづらくなり，株主にとって投下資本の回収の上で不利益が生じる。単元未満の買取請求も制度としてあるが，譲渡しづらくなった株式であるため，価値がひくく株主が損をしてしまう。

そこで，少数株主を保護する必要性から，買取請求の制度が設けられた。

イ）株式の分割（１８３条）

この場合，１株が複数になり，より株主にとって投下資本が回収しやすくなる。

株式併合のような不都合な状況が，株主に生じないのである。取締役会の決議で認められるのもそのためである。（１８３条２項，併合の場合１８０条２項，３０９条２項４号）。したがって，少数株主を保護する必要性はないので，それに対応する株式買い取り請求権の制度は設けられていない。

以上